

「令和3年度事業計画」について

社会福祉法人あすこみっと 令和3年度事業計画

I. 障害福祉サービス事業（就労移行支援事業・就労定着支援事業）

滋賀障害者雇用支援センター

1 事業概要

就労移行支援事業においては、関係機関と連携し障害のある人が基本的労働習慣や社会性を身に付けるために必要なスキルについて十分なアセスメントを行い、職業能力の維持向上のための準備性向上、民間企業と連携して取り組む施設外実習を通して就労についての意識を高め、面接・職場実習・就職後の職場適応支援等、それぞれの場面に応じた支援を通じて安定した職業生活が送れるように相談等の業務を行うものとする。

就労定着支援事業においては、一般企業に新たに雇用された者に対して、その企業での就労の継続を図るために、企業の事業主、障害福祉サービス事業所等、医療機関その他の関係者との連絡調整その他の必要なサービスを提供する。

2 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 就労移行支援事業	年 間	(1)利用に関する相談、体験利用の提供 当該施設の利用を検討されている対象者に対して、利用に関する相談、体験利用の機会を提供。また、当該施設に関心ある様々な方々に対して、見学会やセンター紹介などの機会を提供し、障害のある人の就労を身近に感じてもらえるよう啓発活動を行う。  (2)個別支援計画に基づく就労支援サービスの提供 当該施設を利用する対象者に対して、各市町の担当窓口、相談支援事業所、ハローワーク、各圏域の働き・暮らし応援センター、出身学校やその他関係機関から対象者に関する情報を収集し、個別支援計画を作成、計画に沿って以下のような

項 目	期 間	事 業 内 容
2. 就労定着支援事業	年 間	<p>就労支援プログラムを実施。</p> <p>①施設内における作業プログラム</p> <p>②学習会（テーマ設定に沿った座学、余暇学習、調理実習）</p> <p>③SST（社会生活技能訓練）の手法を用いたコミュニケーション学習</p> <p>④グループ単位で実際の職場を体験する施設外就労</p> <p>⑤定期的に行う個別面談</p> <p>⑥対象者個別で実施する職場見学・体験・実習（施設外支援）</p> <p>⑦求職活動支援（ハローワーク同行、面接同行等）</p> <p>⑧職場定着支援</p> <p>法的には常用雇用後6ヵ月間の職場定着支援実施の義務があるが、それ以降においても、対象者の意向や状況によって、期間に拘ることなく支援の継続を行う。支援の移行が必要な対象者に対しては、関係機関と連携を図りながら、円滑な引き継ぎを行う。</p> <p>(1)当該利用者に対する就労定着支援計画（個別支援計画）の作成及びそれに伴うモニタリングを行う。</p> <p>(2)就労する通常の事業所、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関、その他の者との連絡調整を行う。</p> <p>(3)当該利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>(4)サービス利用中に離職する者への支援を行う。</p> <p>※当該利用者に対して上記（1）～（4）の支援を提供するに当たっては、一月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、基本的に一月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事</p>

項 目	期 間	事 業 内 容
3. OBに対する付加サービス（休みの国）	年 間	業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況の把握を行う  利用終了者を対象として余暇活動を行う場（休みの国）を提供活動・運営については、できるだけ参加者主体の活動になるよう援助を行う。
4. 事業主等に対する活動	年 間	事業主等に対して、障害者雇用に関する啓発活動・職場開拓を行うことにより、新規での障害者雇用受け入れ先の拡充を行なう。また、障害者雇用管理に関する事業所への助言等を行なう（コンサルテーション活動含む）
5. ジョブコーチ支援事業	年 間	ジョブコーチを配置し、利用希望のある障害者・事業所に対し、ジョブコーチ支援を提供する。
6. 関係機関との連携	年 間	圏域や市内の自立支援協議会等に参画、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連携を図る。
7. 職員の資質の向上	年 間	支援対象障害者の障害や生活スタイルの多様化に対応していくため、支援を実施していく上で必要となってくる知識の付与・スキルアップを目的に様々な研修・交流会等に参加、職員が自己研鑽できる機会や場所確保に努める。
8. 感染症予防に関する対策	年 間	新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、感染対策を講じた事業の実施、職員研修等の実施、感染予防に関する物品の整備を行う。

## II. 公益事業（湖南地域障害者働き・暮らし応援センター事業） （湖南地域障害者就業・生活支援センター事業）

### 1 事業概要

当センターは、湖南福祉圏域の障害者に対して、就労や生活面での自立に関する相談に応じるとともに、関係者、関係機関との連携により、課題の解決を図り、安定した就労と職業生活の自立を図ることを目的として、各種の事業を展開する。

### 2 事業計画

項 目	期 間	事 業 内 容
1. 支援対象障害者 に対する相談支 援	年 間	<p>(1) 職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害者及び就業体験のない障害者に対し、湖南地域障害者就業・生活支援センター（湖南地域障害者働き・暮らし応援センター）において、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図る。</p> <p>(2) 利用者の家庭や職場を訪問するなどして、障害状況や生活状況の適切な把握を行い、本人や家族の思いを大切にしながら支援方針を定め、就業及びこれに伴う日常生活上の課題（問題）について必要な指導、助言その他の援助を行う。</p> <p>(3) 相談や支援方針の決定にあたっては、ケースの状況に応じて、関係機関（ハローワーク、障害者職業センター、市行政、発達障害者支援センター等）との連絡調整やケース会議等で対応する。</p> <p>（就業支援）</p> <p>(1) 就職に向けた準備支援、職業準備訓練、職場実習の斡旋</p> <p>(2) 求職活動支援</p> <p>(3) 職場実習（トライWORK推進事業も含む）、職場定着</p> <p>(4) 関係機関との連絡調整</p> <p>（生活支援）</p> <p>(1) 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理など日常生活の自己管理に関する助言</p>

項 目	期 間	事 業 内 容
2. 事業主に対する活動	年 間	<p>(2) 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言</p> <p>(3) 関係機関との連絡調整</p> <p>事業主に対して、障害者雇用に関する啓発活動・職場開拓を行うことにより、新規での障害者雇用受け入れ先の拡充、また在職中である支援対象障害者の職場改善等に関する助言を行う。</p> <p>(1) 障害者の見学・実習受入に関する啓発活動</p> <p>(2) 障害者の雇用受入に関する啓発活動、助言</p> <p>(3) 障害者雇用管理に関する助言・指導</p> <p>(4) 障害者支援担当者を対象とした交流会等の実施</p>
3. ジョブコーチ支援事業	年 間	<p>ジョブコーチを配置し、利用希望のある障害者・事業所に対し、ジョブコーチ支援を提供する。</p>
4. 関係機関との連携	年 間	<p>自立支援協議会等を通じて、当センターの活動報告を行いハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連携を図る。</p> <p>(1) 就労に係わる地域関係機関（ハローワーク（公共職業安定所）、障害者職業センター、圏域内就労系サービス事業所、特別支援学校、医療機関等）との連携を深めるため、定期的に該当機関の訪問を行い、該当機関が実施する会議や勉強会等に参加する。</p> <p>(2) 湖南福祉圏域自立支援協議会（湖南地域障害児・者サービス調整会議）に事務局員として参画する。</p> <p>(3) 対象地域各市（4市－草津市・守山市・栗東市・野洲市）の自立支援協議会に事務局員として参画する。</p> <p>(4) 県内の就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）で構成されている連絡会議に参画、情報共有などを行う</p>

項 目	期 間	事 業 内 容
5. 登録者への独自支援	年 間	<p>県内にある就業・生活支援センター（働き・暮らし応援センター）との連携を深める。</p> <p>就労者に対して就労継続を促すための定着支援事業（交流事業）及び余暇活動を実施し、対象者の状況・ニーズに応じたグループ活動を行う。</p> <p>(1) 在職者に対する交流事業（在職交流事業）の実施</p> <p>(2) 在職者に対する余暇活動の実施</p> <p>(3) 在宅求職者に対する交流事業（ピア活動事業）の実施</p>
6. 職員の資質の向上	年 間	<p>支援対象者の障害や生活スタイルの多様化に対応していくため、支援を実施していく上で必要となってくる知識の付与・スキルアップを目的に様々な研修・交流会等に参加する。</p> <p>(1) 就業・生活支援センター経験交流会（ブロック会）への参加</p> <p>(2) 障害者の就業・生活支援に係わる研修会等への参加</p>
8. 感染症予防に関する対策	年 間	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、感染対策を講じた事業の実施、職員研修等の実施、感染予防に関する物品の整備を行う。</p>